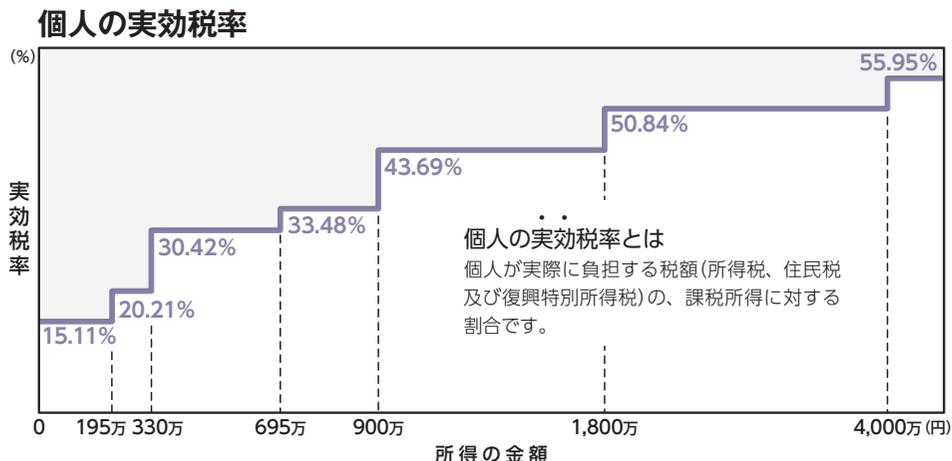


所得税率 税率構造



C O L U M N

【開業廃業手続きの簡素化】

個人事業者が開業・廃業した場合に行う届出書等の提出を一括で行えるよう、次の見直しが行われます。

- 開業・廃業等届出書などの提出期限をその年分の確定申告期限に変更
- 次に掲げる届出書・申請書について記載事項が簡素化

届出書・申請書	提出時期
納期の特例に関する承認の申請書	適用を受けようとする月の前月末日まで
給与等の支払をする事務所の開設等の届出書	開設等の日から1か月以内
青色申告承認申請書	原則その年の3月15日まで (一定の場合には、事業開始等の日から 2か月以内など)
青色専従者給与に関する届出書	

2023
改正

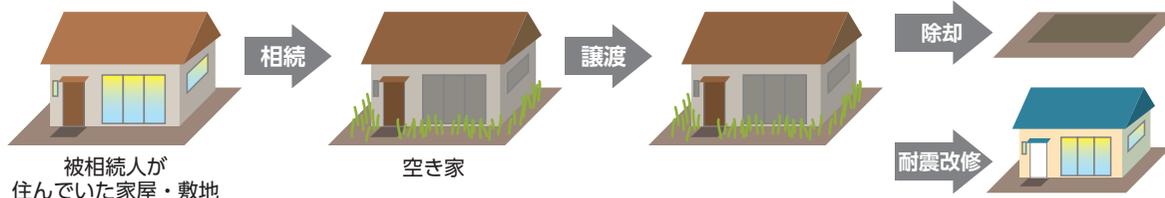
空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の拡充・延長

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例について、下記の見直しが行われたうえ、適用期限が4年延長されます。

(1) 耐震改修工事・除却工事に係る要件の拡充

改正前 譲渡前に売主が除却又は耐震改修の工事を実施する必要がありました。

改正後 **譲渡後**であっても、売買契約等に基づき、譲渡した日の属する年の翌年2月15日までに買主が耐震改修又は除却の工事を行った場合等には適用対象となります。



(出典)「令和5年度国土交通省税制改正概要(国土交通省)」

(2) 特別控除額の見直し

家屋及びその敷地を取得した相続人の数	改正前	改正後
2人以下	3,000 (万円/人)	3,000 (万円/人)
3人以上	3,000 (万円/人)	2,000 (万円/人)

適用期限

適用期限が**2027年12月31日まで延長**されます。

(1)、(2)については**2024年1月1日以後に行う家屋・敷地等の譲渡**について適用されます。

2023
改正

NISA制度の抜本的拡充・恒久化

若年期から高齢期に至るまで長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるようNISA制度が刷新されます。

	現行制度 (～2023年)		並存	新制度 (2024年～)	
口座開設期間	つみたて	～2042年	つみたて	いつでも開設可能	
	一般	～2023年	成長		
年間投資上限額	つみたて	40万円	つみたて	120万円	最大360万円
	一般	120万円	成長	240万円	
生涯非課税限度額	つみたて	最大800万円	つみたて	最大1,800万円 うち成長投資枠 最大1,200万円 (売却で枠の再利用可能)	
	一般	最大600万円	成長		
投資対象商品	つみたて	長期積立・分散投資に適した一定の投信	つみたて	積立・分散投資に適した一定の投信 上場株式・投信等 (対象外:高レバレッジ投信等)	
	一般	上場株式、ETF、REIT、株式投信	成長		
非課税保有期間	つみたて	最長20年間	つみたて	無期限	
	一般	最長5年間	成長		
つみたて・一般(成長)の併用	不可		可能		

新制度のポイント

- point 1 口座開設がいつでも可能、非課税保有期間は無期限
- point 2 つみたて投資枠(年間)は現行の3倍！成長投資枠(年間)は一般NISAの2倍！つみたて投資枠と成長投資枠は併用可能
- point 3 生涯非課税限度額は簿価残高方式で管理し、売却により枠の再利用が可能
- point 4 現行制度利用者は外枠で新制度を利用可能

適用時期 2024年1月1日から適用されます。

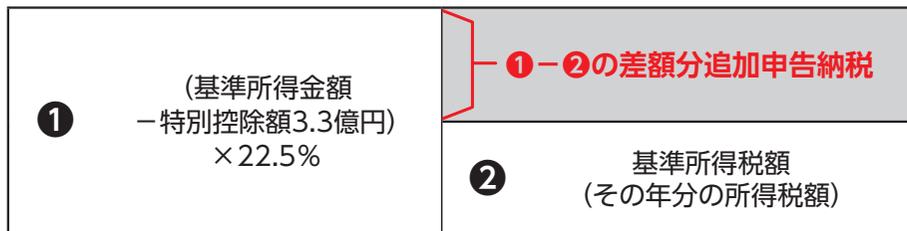
2023
改正

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について所得税負担の適正化のための措置を設けます。(高額所得者ミニマムタックス)

(1) 概要

基準所得金額から**3.3億円**を控除した金額に**22.5%**の税率を乗じた金額が基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税が課されることになります。



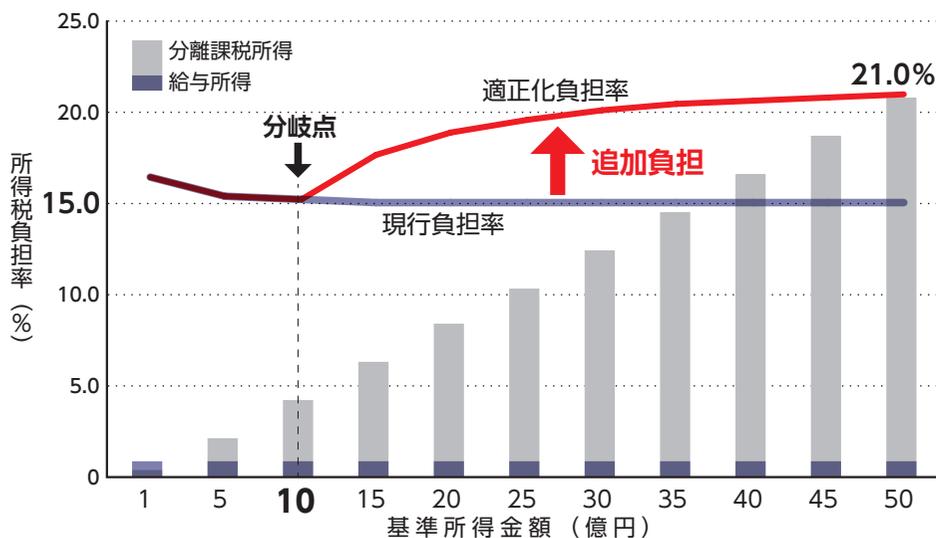
(2) 基準所得金額の範囲

基準所得金額は、**確定申告不要制度を適用しないで計算**した合計所得金額をいいます。

基準所得金額とは？		
基準 所得 金額	含む	株式譲渡所得、土地建物の譲渡所得、給与・事業所得、その他の各種所得の合計額(一定の特別控除後の金額)
	除く	NISA制度及びスタートアップへの再投資に係る非課税措置における非課税金額

〈具体例〉給与収入2,000万円と分離課税所得50億円までの所得税負担率の推移

分離課税所得が約**10億円**から追加の税負担が必要となります。



C O L U M N

【スタートアップへの再投資の非課税措置】

保有株式を売却後、一定要件を満たすスタートアップ企業に再投資する場合にスタートアップ株式売却時に20億円まで非課税とする措置が設けられます。



(注) 譲渡損失の場合、他の株式譲渡益との損益通算・繰越控除が可能

スタートアップ企業の要件

- ・ 設立日以後1年未満の非上場の中小企業者
- ・ 販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が30%超
- ・ 特定の株主グループが保有する株式が発行済株式総数の99%以下 等

適用時期 2025年分の所得税から適用されます。

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例(大口株主等)の見直し

(1) 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

上場株式等に係る配当所得等については、大口株主等に該当するか否かで課税関係が異なります。

大口株主等とは？

内国法人の発行済株式等の
3%以上を有する個人をいいます。

区 分	課税方式	
	上場株式等の配当等(大口株主等を除く)	申告しない
申告する		総合課税(最高税率55.945%) 申告分離課税(20.315%)
大口株主等に係る上場株式等の配当等	総合課税(最高税率55.945%)	

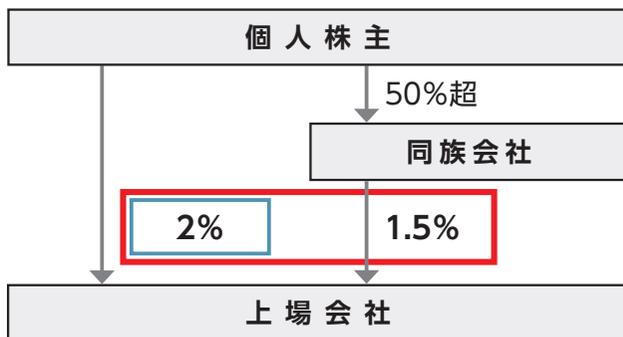
(注) 税率は、所得税、住民税及び復興特別所得税の課税所得に対する割合です。

(2) 大口株主等の要件の見直し

配当の支払基準日において、個人株主の株式保有割合と、**同族会社(※)の株式保有割合を合算**した割合で判定することとなります。

(※) 配当等の支払を受ける居住者等を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人。同族会社とは、3株主グループ以下で発行済株式総数の50%超を保有する会社等をいいます。

〈具体例〉



	改正前	改正後
株式保有割合	2%	3.5% (2%+1.5%)
大口株主等の判定	非該当	該当
課税方式	申告分離課税等を選択可能	総合課税

(3) 上場株式等の配当等の支払をする内国法人の報告義務

上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその**株式等保有割合が1/100以上となる居住者等**の氏名、個人番号及び株式等保有割合等を記載した**報告書を支払確定日から1月以内に所轄税務署長に提出**しなければならないこととなりました。

適用時期 2023年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用されます。